声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

紙版通信最終号

※目次は２ページに記載

liberty＆human rights NEWS

NO.72（2026.11.5）

編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）

自由と人権 HP：https://www.bbm-a.jp/eno-takanosu1737/jiyu/



サマータイム・ブルース

RC サクセション

日本語作詞：忌野清志郎

サマータイム・ブルース
暑い夏がそこまで来てる
みんなが海へくり出していく
人気のない所で泳いだら
原子力発電所が建っていた
さっぱりわかんねえ　何のため？
狭い日本のサマータイム・ブルース

熱い炎が先っちょまで出てる
東海地震もそこまで来てる
だけどもまだまだ増えていく
原子力発電所が建っていく
さっぱりわかんねえ　誰のため？
狭い日本のサマータイム・ブルース

寒い冬がそこまで来てる
あんたもこのごろ抜け毛が多い
それでも TV は言っている
「日本の原発は安全です」
さっぱりわかんねえ　根拠がねえ
これが最後のサマータイム・ブルース

あくせく稼いで税金とられ
たまのバカンス田舎へ行けば
37 個も建っている
原子力発電所がまだ増える
知らねえうちに　漏れていた
あきれたもんだなサマータイム・ブルース

電力は余ってる　要らねえ
もう要らねえ
電力は余ってる　要らねえ
欲しくない
原子力は要らねえ　危ねえ
欲しくない
要らねえ　要らねえ
電力は余ってるってよ
要らねえ　危ねえ

目次

① 「サマータイム・ブルース」（忌野清志郎） P1
② 忌野清志郎「サマータイム・ブルース」について P2
③ 東京アブリ生活応援事業訴訟訴状提出と初めての記者会見体験記 P2～3
④ デジタルを巡って P3～5
⑤ 2026 年平和市民のつどい「市民団体コーナー」に関わって P5
⑥ 【本の紹介】手塚治虫『ながい窖』（法政大学出版局） P5～7
⑦ スパイ防止法を許すな！ P7～8
⑧ 案内・後記 P8

【忌野清志郎「サマータイム・ブルース」について】

忌野清志郎「サマータイム・ブルース」を聴いた。こうして文字にするとその爆発力が伝わりにくいかもしれない。

1988 年、「サマータイム・ブルース」が収録されているアルバムが、収録曲の歌詞の問題で発売中止となった。この曲が中止の原因（あるいは、その一つ）であったことはあったことは確実だろう。2 年前にチョルノービリ原発事故はあったが、まだ日本では原発の破滅的な事故は起きていなかった。原発安全神話に取りつかれていた日本社会で、資本がこの歌詞に目をつぶるはずはない。福島第一原発の事故はその 20 数年後だ。

東京電力福島第一発電所の事故はいまだに尾を引いている。事故により、ふるさとを追いやられた人びとに対する補償すらまだ全面解決には至っていない。東電も国の担当者も誰一人として罪に問われていない。そのうえ、破壊された原子炉からの燃料デブリの取り出しさえ全く見通しが立たない。

さらに、「核のごみ」と言われる高レベル放射性廃棄物の処分地さえ決まってはいない。冷却だけで 50 年もかかり、その後 300 メートル以上の地下に埋め、放射線が危険でなくなるレベルまで数万年も保管し続ける。地層「処分」と言ったところで、何の手立ても施せるわけではない。保管が終了するまでの期間は、人類の文明史をはるかに越える長さである。それまで人類が存在しているか否かも見通せない、誰もが想像すらできない超長期間だ。それでも国家権力は原発依存政策を改めるでもなく、むしろ推進している。誰が考えたっておかしいと思うだろう。お話にならない。

こんなものを後世に残すこと自体が犯罪的行為だ。しかも絶対的な必要性から生じたものではなく、核兵器という反人類的破壊装置の製造過程で生み出されたものであり、「悪魔のエネルギー」と言ってもいい。人類の平和共存のためにではなく、一部の資産家をさらに富ませるためにのみ作り続けられているこんなシロモノは、直ちに無くすべきなのだ。

「さっぱりわかんねえ、根拠がねえ」、忌野清志郎の感性こそ正しい。

東京アブリ生活応援事業訴訟訴状提出と初めての記者会見体験記

10 月 28 日、上記訴えをすべく東京地裁に向かう。8 月にバイクの自損事故で折った肋骨の痛みも癒えたものの、もともとの心肺機能不全がさらに進んだようで、少し歩くと呼吸がつらい。酸素を担いで出かけようかとも考えたのだが、かといって、酸素を吸ったところで症状が改善したという自覚もないし、むしろボンベの重さのほうが負担で、動きも制限される。必要書類だけ突っ込んだリュックサックを担いで出かけることにした。

家から最寄りの駅まではタクシー、その後はなるべく乗り換えの少ないルートを選んで、東京駅に。東京駅は外人観光客で結構にぎわっている。その割にタクシー乗り場に客は少ない。タクシーにはすんなり乗れたが、東京地裁の入り口に列ができていて、手荷物検査のゲートまで長蛇の列。この日は注目

すべき事件の審理があるらしい。そちらも気にはなったが、集合場所のロビーに直行。約束の時間を 10 分ほど過ぎて原告・支援者の皆さんと合流できた。

挨拶もそこそこに、原告 5 人と支援者 2 人＋応援団 2 人の総勢 9 人で 14 階の地裁民事部事件係に移動する。手続きはすぐに済むという予想を裏切って、訴状の訂正（裁判所ではこれを「補正」という）を求められる。ここでごちゃごちゃ言ってもここではらちがあかないので、素直にこれに応じる。

記者会見は 2 階の記者クラブで行うが、まだ少し時間があったので再びロビーに戻る。早めに行っても雑談から実質的な会見になってしまうことを恐れた。ロビーに戻って何をしたわけでもないのにすぐに記者会見の時間が迫る。押っ取り刀でエレベーターに向かうが、そのエレベーターは 2 階通過ということで、別のエレベーターに乗り換える。2 階に上がったはいいが、今度は記者クラブの場所が分からない。仲間の一人が記者クラブを見つけて呼んでくれる。なんと反対側にあるエレベーターに乗ってしまったらしい。

息も絶え絶えで記者クラブの会見場に入る。すでに記者たちは勢ぞろい、記事を書こうとスタンバイしている。事前に取材を受けた報道機関だけでも 5 社あったくらいだから、それなりに話題性はあるらしい。こちらは用意してきた「東京アブリ生活応援事業訴訟」と書いた 2 枚の横断幕を背面の壁とテーブルに貼り付け、忍足さん用意の T シャツ「アナログは福祉」をぶら下げる。

記者会見というから、幹事社（今回は産経新聞社）が取り回しをしてくれるのかと思ったが、そうではなくて、当事者が状況と主張を述べ、それに対して各社から質問が飛ぶという形らしい。

訴状は 13 枚にわたったが、こちらの主張のポイントはそれほど多くはない。「近年の物価高に対する生活応援」という目的があり、東京都という地方公共団体による支援金支給事業なのだから、対象の都民であれば、希望すれば誰でももれなく支給されなければならないところ、スマホとマイナカードがなければいっさい申請ができないことが問題であるとしているに過ぎない。しかも、（当然のことだが）スマホもマイナカードも、持つ持たぬは個人の自由。さらに支給されるものはポイントである。やはりその使用にはスマホが必須となる。スマホがなければ行政サービスすら受けられない。

すなわち、いわゆる「デジタル申請」一本やりが問題の根本で、憲法第 14 条の法の下の平等も反し、地方自治法第 10 条 2 項の「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」にも違反するということだ。とりわけ、このような申請方式によって、最もこれを必要とする貧困層に支援の手が届かないという傾向があることが重大である。

わたしたちはデジタル申請、ポイント給付をヤメロと言っているわけではない。これを便利と感じ旧来の方法では煩わしいと思う都民がいるのであれば、そのまま続ければよい。しかし一方、スマホもマイナカードも持たない、もしくは新しい申請方法に馴染めないという都民がいるのだから、従来の窓口申請（紙と郵送による申請）と現金給付を併せて行うべきだと主張しているに過ぎない。

記者からの質問内容は予想外のものはなかった。原告の年齢構成、なぜ本人訴訟なのか、弁護士には相談もしなかったのか、都が行っている対面サポートをどう考えるか等々であった。年齢については、個別具体的には分からないが概ね高齢者であること。カネがないから本人訴訟だが、弁護士には 1 度だけ相談したこと。対面サポートは根本的な解決にはならないことなど答えた。自分の年齢を 78 歳とサバを読んでいたことが分かったのが収穫と言えば収穫だったかな。

記者会見も済み、応援団や支援者と別れた後、原告だけで弁護士会館の地下で昼食をとりお開きとなった。帰りの中央線が強風による架線事故で一時停止するなどのトラブルに見舞われたが、なんとか無事にこの日の予定はこなすことができた。

デジタルを巡って

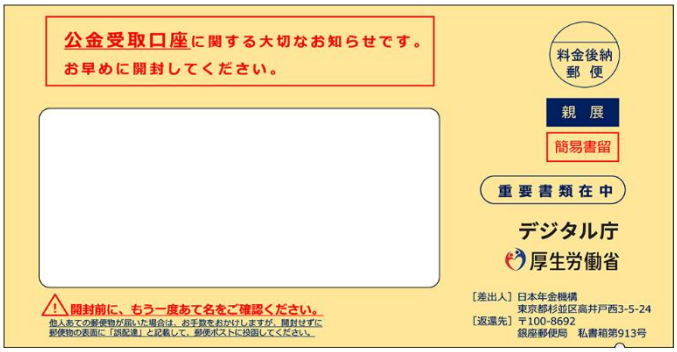

こんなものを、郵便局が玄関先まで届けに来た。受取人のサインが必要な簡易書留だからだ。

差出人は日本年金機構だが、デジタル庁と厚生労働省の名前がでかでかと印刷されている。封筒のうえには「公金受取口座に関する大切なお知らせです。」とある。なかみは年金振り込みの口座を公金受取口座に登録するようにとの案内。

依頼文にも厚労省と年金機構の名が書かれているが、別紙でデジタル庁からの案内も入っている。デジタル庁が中心となってこれを進めていることは明らかだ。8 月からこのようなものを年金受給者に発送し始めたようで、ほっておくと年金振込口座の情報（金融機関名・口座番号等）やマイナンバーが自動的にデジタル庁へ提供され、登録されてしまうらしい。

便利と言えば便利だが、役所からの振り込みなど、年に何度もあることではない。その時ぐらい市役所窓口に出かけることは、身体的にも精神的にも悪いことではない。だから「不同意」の返送をすることにした。

そもそも、ぼくは行政のデジタル化を一律に進めることには反対の立場だ。個人の情報をすすんで国家に引き渡すことにも抵抗がある。「一律に進めることには反対」というのは、デジタル化を全く認めないわけではない。だが、ポイントという「エサ」をぶら下げてデジタル化を進めるやり方や、デジタル化以外の方法を認めない手法には、根本的に疑問がある。

飴や鞭でデジタル化を進めようとすることは、「デジタル専制主義」であり、最も忌むべきものだ。デジタル化が本当に便利なものならば、誰もがこぞってそちらに流れるだろうが、そうならないから、ポイントで吊り上げようとしていることが見え見えだ。その性根が気にいらない。マイナカードやマイナ保険証、東京アプリ生活応援事業、全てこの類だ。マイナカードもマイナ保険証も無くても全く困らない。健康保険証は法律により 2023 年に法的には廃止されたが、現在でも資格確認書として「生き残って」いる。これで全く困らない。むしろ健康保険証を復活させろとすら言いたい。推進派から言わせれば、マイナ保険証の使用により、個人の医療データが一元化され、医療の適正化や効率化、経費削減に結びつくというのだが（現実の医療場面で、そのことがどの程度まで実現しているかは別として）、機微にわたる個人情報が集約され、これが外部に漏れることなどを考えるととても認めがたい。そもそも国に情報を収集されることにも不信感や危機感を覚える。そのうち命までも紐付けされそうだ。

デジタル庁は今年に入って 2 度も外部からの不正アクセスを受け、膨大な個人情報が流出している。情報の集約ということはそのようなリスクを伴うということだ。

デジタル化に限らず、物事には必ず光と影がある。デジタル化は、膨大なデータをまとめて処理することも可能だが、一瞬にして消滅してしまうという危うさもある。せめてバックヤードにアナログのデータを残すべきだ。手間暇かかるが、アナログだけもあってもなんとかやっていけるが、デジタルにはアナログの「支え」が絶対に必要だ。エッセイストの忍足みかんさんが唱えている「アナログは福祉」というキャッチフレーズが説得力を持つのは、こんなことも理由の一つかもしれない。

恐るべきことは、デジタル化は経費と時間と人件費が削減できるから良いことであるという、暗黙の了解があることだ。経費に関しては詳細に調査しなければ確実なところは分からない。まして「エサ代」としてのポイント給付のための経費や、そのための契約費、問い合わせに応じるインフォメーションセンターやサポート体制などの設置費用を加えれば、確実にデジタルによる申請のほうが割高になる。人件費の削減についても同じことが言える。そもそも人件費の削減がそれほど良いものかどうか、よくよ

く考えてみる必要がある。たとえ良いものだとしても、「誰にとって」ということが考えられなくてはならない。削減されるのはあなたであり、わたしであるかもしれないのだ。支給にしてもそうだ。ワンプッシュで支給がなされる（？）というのは便利かもしれないが、さほどの緊急性があるとも思えない。

いや、デジタル化が順調に回りだせばそんなことはない、と推進派の人は言うだろう。それでも取り残される人たちは必ずいる。そのような人たちを切り捨てて成り立つデジタル化であれば、無い方が良い。少なくとも、デジタルとアナログは相互補完的なものでなければならない。

環境や地域住民への負荷の問題もある。デジタル化のためにはデーター センターのような巨大施設が必要となる。人々の便利さのためには必要不可欠のものかもしれないが、膨大なエネルギー消費と環境負荷は必ず生じる。地域住民がこれを不安視するのは当然のことだ。

住民の理解が進めば問題は必ず解消する、と推進派は言う。「いつか来た道」のような気がしないではない。原発建設の時もそうだった。リニア建設でも似たような問題が起こっている。人びとの便利さのためには、破壊と犠牲はつきものなのか。むしろ、破壊と犠牲を避けることを優先すべきではないのか。そのためにわたしたちはどのような「生き方」「暮らし方」をすべきなのか。このあたりでいちど立ち止まって考えなおしてみる必要がありはしないか。

2026 年平和市民のつどい「市民団体コーナー」に関わって

自身のけがのために通信の発行ができず、すでに 3 カ月近くも立とうとしている。それなのにこの話題もどうかと思ったのだが、やはり大切なことだと思うのであえて書き残します。

8 月 15 日の平和市民のつどいに参加する市民団体に配布された「『第２２回 平和市民のつどい』における市民団体コーナーに関する取扱要領」の「5　実施内容」にあった「※実施内容について、取り扱う事ができないものは、次に掲げるものとする。」の「② 政治的活動を目的としたもの」についてである。参加するにあたって記載した承諾書に、ぼくは「ただし、5 の②を除く」とあえて書き込んだ。

それでも、もちろんなんの問題もなく参加は認められた。たまたま見かけた「つどい」担当課長は、ぼくの追求に、自分たち公務員は、地方公務員法第 36 条で政治活動が禁じられていることを根拠に挙げたと述べる。しかし、同法 36 条 1 項では「職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。」とされており、あくまでも「政党その他の政治団体」としているだけであって、政治活動一般を禁止しているわけではない（しかも 2 項はでは、職員の属する地方公共団体の区域外では、一定の政治活動を認めている）。

前号で取り上げた、松本文科相の例に限らず、条文を詳細に読まないと、とんでもない違法行為が当然のこととしてまかり通ってしまう。「政治活動」とはイコール「政党その他の政治団体」ではなく、法律で禁止されているのは後者に限ってのことである。

細部にこだわって異議を申し立てていくことは面倒かもしれないが、いまの自由と権利を守り抜くためには、決して譲ることができない市民の努めでもあろう。

【本の紹介】

手塚治虫『ながい窖』（法政大学出版局）

手に取ってまず驚く、この本の構成が異色なことだ。手塚による作品は初めの 50 頁までで、その後、全編の半分以上の頁が詩人や大学教授（文学）や映画プロデューサー、日韓関係研究者、評論家などの解説で占められている。



東京新聞（2026 年 7 月 6 日）によると、この作品の初出は 1970 年、雑誌「サンデー毎日」。一度は短編集に収録されたが絶版になり、長く読めない状態だったという。全集でも未収録で、その理由は「当時を知る人がおらず、わからない」（手塚プロダクション）という。

手塚プロが「わからないという」いうわけはないと思うが、想像はつく。朝鮮人差別を正面から扱ったことに対しての社会的評価を恐れたのであろうことがひとつ、もうひとつは作品の完成度が、決して高くはなかったことがあげられる。

後編の解説を読むと、この作品は「朝日ソノラマ版『空気の底』に収録されたのを最後に、社会から葬り去られた」（神谷丹路「在日コリアンと日本社会」）とある。

同じく解説の中で、四方田犬彦氏はこの作品について、「差別を見つめる人 手塚治虫」として次のように述べている。

「手塚治虫が 1970 年に発表した『ながい窖（あな）』は、端的にいって失敗作である。創作動機には強いメッセージが窺われるが、 プロットが脆弱であって主題の重さに見合っていない。にもかかわらず、この短編は手塚の作品系列にあってきわめて重要である。この作品が提示している民族差別、カムアウト、世代間の対立、朝鮮学校に対する日本人の暴力と不正義、 さらに外国人出人国における非人道的な処置といった問題は、2020 年代の現在にあってこそ、 メディアのなかで報道され討議されるに到ったが、半世紀前には漫画の主題として前景化されることなど絶えてなかった。手塚は独力でこの問題を考え、孤独のうちに作品化しようと企てたのである。」

確かにそうなのだ。テーマの重さ、奥深さに見合った構成の緻密さや、ドラマ性に欠けているように思える。言ってみれば、民族差別のテーマごとの羅列でしかなく、テーマとテーマの関連性が有機的に統合されているとはいえない。

それでも、70 年代、手塚がこの問題に正面から立ち向かったことは評価できる。また、手塚は活字や伝聞による知識だけでこのテーマに取り組んだのではないことも、前出の神谷氏は解説の中で触れている。手塚が、恩義のある知人から、戦時中の地下壕掘りの事実と実体を伝え聞いていること、『ながい窖』の初めに出てくる「戸狩山」地下壕を実際に訪れていることなどを紹介している。

また当時、朝鮮総連発行の「朝鮮時報」に、手塚が次のような文章を寄せていることも紹介されている。

「朝鮮の人たちは好き好んで日本にやって来たわけではありません。日本の軍国主義の犠牲になって、民族の歴史を奪われ、ふみにじられ、強制労働につかわれた方々です。〔中略〕私は、日本人として本

当に恥ずかしく、申し訳なく思います。」神谷氏も指摘していることだが、何とまっすぐで飾り気のない文であろうか。

手塚の取り上げたテーマは、50 年を経た今でも、社会の様々な位相に立ち現れている現実的な課題である。むしろ、もっとひどくなっているといっても過言ではない。国や地方自治体による、官製ヘイトというべき差別措置、朝鮮学校などへの高校授業料無償化からの除外、補助金の支給停止や減額などがそれである。そのような時代だからこそ、手塚のこの作品を読むとともに、後編の解説にもじっくりと目を通すことをお勧めする。

（東大和市立図書館には蔵書あり）

スパイ防止法を許すな！


2026年（令和8年）11月3日（火曜日） 11版 特報 20

報部 FAX 03(3595)6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

スパイ防止法

「第三者による監視必要」

国会提出前に反対集会

早ければ来年の通常国会に政府が法案提出を目指しているスパイ防止関連法。市民団体らによる反対集会が2日、国会内であった。参加者からも、問題点を指摘する声や「第三者」らによる監視機関が必要」との訴えが聞かれた。（井上真典）

「普通の市民活動も監視対象とされていく可能性がある」

参院議員会館で市民団体「経済安保法に異議ありキャンペーン」などが主催した院内集会。秘密保護法対策弁護団共同代表の海渡雄一弁護士がこう強調した。ジャーナリストや国会議員らが登壇し、95人が参加した。

政府は、インテリジェンス（情報収集・分析）の司令塔機能を強化するため、今年5月に「国家情報会議」創設法を成立させた。7月末には、国家情報会議の事務局を担う「国家情報局」を設置した。警察庁や外務省、公安調査庁などが収集した情報を横断的に集約する。

来年の通常国会提出を視野に、スパイ防止関連法案の検討を本格化させるとみられる。

スパイ防止関連法への懸念を話すジャーナリストの青木理氏と海渡雄一弁護士＝参院議員会館で

市民団体・識者

権力の暴走懸念「止めなくちゃ」

来年の通常国会提出を視野に、スパイ防止関連法案の検討を本格化させるため、有識者会議も今年9月からスタートさせている。

集会では、スパイ防止を名目に、国民の監視強化や市民団体への不当な取り締まりにつながるのではないかとの懸念を共有した。

海渡氏は、オランダの情報機関の監督制度を例に挙げる。同国内では、議会による監視機能や特定の権限行使の前後に審査・監督する機関が四つあることに触れ「情報機関が暴走しないようにやっている。日本にはこういうものが一切ない」と強調した。

海渡氏と対談形式で意見交換したジャーナリストの青木理氏は、「国家の権限を強めようという法律（策定）の動きが出てきて、息苦しくなっている。歯止めが必要だ」と訴えた。

権力が暴走した例として、満州事変のきっかけとなった関東軍による1931年の「柳条湖事件」を挙げて青木氏は、「軍の陰謀工作だった。情報機関や治安機関は、民主的に統制されないと、（謀略は）起きる。歴史が教えるところだ」と警鐘を鳴らす。

さらに「治安機関や情報機関が大きな力を持った国や社会は、例外なく薄暗い」とも話した。

国家情報会議のトップ（議長）が高市早苗首相であることにも言及し、「時事の薄田夏花さんは、政府の政権の情報機関になるのではないか。本来、情報機関は、中立性も担保されなくてはいけない」とくぎを刺す。

そのほか、政府が検討する、国外の諜報活動を担う「対外情報庁」創設にも触れ、「日本人が、当該の国で逮捕とされる行為をする可能性がある。捕まった場合に、どうやって救い出すのか、責任をどう取るのか、議論をしなくちゃいけない」と指摘した。

インテリジェンス強化に向けた10月26日の政府の有識者会議では、外国政府のために口ビー活動する場合に登録を義務付ける「外国代理人登録制度」を導入し、悪質な干渉行為に罰則を科す案が提示された。過度な規制は、国民の自由や権利を制約する懸念がある。

集会に出席していた国際環境非政府組織（NGO）「FoE Japan」理事の薄田夏花さんは、政府に批判的な声を上げている自身の団体が、制度に登録される可能性に言及。「環境や人権の分野で、海外の人とやりとりすることはある。（登録制度ができれば）合法的にスパイだとレッテル貼りされる可能性がある。本当に怖いことだと思う」と警戒感を隠さない。

その上で「われわれの声が圧殺されるかもしれない。絶対何があっても、（スパイ防止関連法を）止めなくちゃいけない」と訴えた。

すでに政権は、国家情報会議法に基づいて国家情報局を設置した。議長は内閣総理大臣、高市早苗である。局長は警察庁出身の原和也氏である。公安警察を使って国家に仇をなすヤカラの情報を（今以上に）かき集めることだろう。国家情報局の政治的中立性を担保する、第三者機関による監視と規制を為すような歯止めは現在のところ何もない。時の政権の思うがまま情報が収集され、利用される。

この日コメンテーターとして登壇したジャーナリストの青木理氏が指摘していたことだが、現在の警察法においてすら、警察の責務を定めた第 2 条 2 項で「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と定められているという。警察の実態からしてほとんど有名無実化している条文ではあるが、時として司法の場ではこれが活かされることもある（岐阜県「大垣事件」(注 1)）。しかし、国家情報会議法には

このような歯止めはない。つまり、時の政権にとって都合の悪い団体の活動に関する情報はどこまでも自由に取集し利用することができる。このような組織のなかった 1986 年においてさえ、日本共産党幹部に対し公安警察が電話盗聴を仕掛けたり、「加計問題」を巡って前文部科学事務次官の前川喜平氏に対する情報を内閣情報調査室（「内調」）の北村滋氏がメディアに流したのではないかという疑惑もあったと、青木氏は言う。

このことだけでも充分に恐ろしいが、来年にはスパイ防止関連法案の提出が予定されている。そこでは「外国代理人登録制度」や「対外情報庁」創設も検討されているという。詳しいことはまだ分からないが、「外国代理人」として登録されれば、それだけでレッテルを貼られたようなものとなり市民活動が委縮することにもなるし、反対に登録されなければ活動に制限がかかる。どちらにしても憲法内 21 条が定める集会、結社及び言論、出版等の表現の自由の侵害となることは確かだ。「対外情報庁」とは外国でのスパイ活動を行う組織だ。平和国家にふさわしくない活動であることは言うまでもない。

来年には憲法改悪法案が出る可能性が強い。スパイ防止法ともどもこれを葬り去らねば、わたしたちの生活に重大な危険が及ぶことは火を見るよりも明らかだ。憲法の危機もさることながら、スパイ防止法に対する認識を再確認する機会となった。

11.2「スパイ防止法を考える市民と超党派議員の勉強会」はこちらから視聴できる。是非ご覧いただきたい。

（注 1）詳しくは次を参照➡https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000104

【後記】東京アブリ生活応援事業損害賠償請求訴訟の訴状提出を 10 日後に控えた 8 月 18 日、ぼくは原告代表でありながらバイクの自損事故で肋骨を 3 本折るという怪我をしてしまいまいた。当然、訴状提出は当面パーになってしまいました。そればかりではありません。ほぼ毎月出していた通信の発行も不可能に。言いたいこと、伝えたい事実はたくさんあるのに。事故から 1 カ月ほどたって脇腹の痛みも和らいだので、ある資料の印刷のため公民館に出かけました。ところが今度は息をすることが今まで以上に苦しい。元々心肺機能や血液成分に問題があり、動けば苦しいという状態ではあったのですが、それを上回って悪化した感じ。こんな状態で（紙の）通信を印刷し、市内各所に配達して回れるだろうかと不安になりました。通信自体を作ることはデスクワークですから何とでもなります。だからこれまで通りメールに添付する形で（デジタル版として）、皆さんにお届けすることはできます。しかし紙にして配るだけの気力がわきません。と言ってこのまま紙版の通信を消滅させてしまうのは「仁義に反する」という思いから、最後の「紙版通信最終号」を必死で作りました。これまで紙版の通信に関わりを持っていてくださっていた皆さま、ありがとうございました。よろしければメールアドレスをお教えください。そちらにメール添付でお送りします。

映画「教育と愛国」自主上映会

教育はいったい誰のものなのか

斉加尚代監督 2022 年 107 分

【日時】2026 年 11 月 8 日（日）午後 1 時 30 分～4 時

【会場】立川市女性総合センター・第 3 学習室

【資料代】500 円

【定員等】80 名　先着順　予約受付なし

【主催】市民活動を考える会

【連絡先】070-5082-5069（戸井田）

メールアドレス



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

Facebook